

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 23 年 6 月 7 日			
開会時刻	午前 10 時 34 分			
閉会時刻	午前 12 時 02 分			
出席委員名	◎佐之井久紀 ○吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春 中川幸久 浜口和久 工村一三 中村豊治 宿典泰議長			
欠席委員名	長岡敏彦			
署名者	野口佳子 黒木騎代春			
担当書記	津村将彦			
審議議案	所管事務調査 防災対策に関する事項 所管事務調査 ふるさと未来づくりに関する事項			
説明者	総務部長 総務部参事 総務課長 環境生活部長 市民交流課長 御園総合支所長 消防次長 消防課長			

審議結果並びに経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

直ちに議事に入り、所管事務調査の「防災対策について」を議題とし、伊勢市防災計画における震災及び風水害の予防に関する部分について、当局から現状等の説明を受けた後、自由討議を行い、継続して調査していくことと決定された。

次に、同じく所管事務調査の「ふるさと未来づくりについて」を議題とし、前回の委員会で論点となっていた地区みらい会議と自治会との役割分担等について、当局から考え方方が説明され、本件についても継続して調査していくことと決定され、委員会を閉会した。

開会 午前 10 時 34 分

◎佐之井久紀委員長

それでは、ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は 8 名でありますので、会議は成立しております。

会議に入れます。会議録署名者 2 名を委員長において指名します。野口委員、黒木委員の御両名にお願いいたします。

本日、御協議願います案件は、所管事務調査ということでございまして、まず「防災対策に関する事項」、それから「ふるさと未来づくりに関する事項」の 2 件であります。

【防災対策に関する事項について】

◎佐之井久紀委員長

始めに、「防災対策に関する事項」を議題といたします。

前回、私今回、前委員長から引き継いで初めてでございますので、大変不慣れなところがあると思いますが、委員の皆さん、ひとつ、当局の皆さんよろしく御協力のほどをお願いをいたします。

前回、委員会におきまして、防災対策につきましては、大変所掌範囲が広いということでございまして、風水害と震災に分かれるわけでありますが、それぞれ災害予防計画についてを、絞ってと言うのですか、そういうふうに所管事務調査として取り扱っていこうということをご決定いただきました。

委員の皆さんにさらに今日は、理解度をさらに上げていただくこととともに、情報をお互いに共有をして、これから自由討議と言いますか、いろんな意見交換をやっていきたいと、こういうことで進めて行きたいと思いますので、まず本日は、この現状を、防災対策に係る伊勢市の現状と、一部目標も入りますが、当局から御説明を、御報告をいただいて、その後、意見交換をしていきたいという形で進めてまいりたいと思いますが、そういうふうに取り扱って異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。異議なしと認めます。

それではまず、現状ということで、防災の予防対策というと、風水害と震災を入れると 43 節あるのです。43 項目。これもまたむちゃくちゃ広いわけですから、当局で近年取り組んでいるということを中心に、ひとつ現状の報告をお願いをいたします。

参事。参事さん、座って結構です。座って御報告してください。

●中村龍平総務部参事

それでは座ってでございますけれど、説明をさせていただきます。

風水害及び震災の予防に関する伊勢市の現状について、御説明申し上げます。

本日の説明内容は、伊勢市地域防災計画の災害予防計画、先ほど委員長さんがおっしゃられました 43 項目の記載内容のうち、主な項目の現状と、最近の取り組み状況、また課題の一部を中心に御説明をさせていただきます。

資料 1 の 1 ページを御覧ください。

資料のまとめ方は、風水害と震災共通の現状と目標、それと風水害のみ、あるいは震災のみの現状と目標に分けて作成をいたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず風水害、震災共通の現状からでございます。

「1 災害情報の伝達体制」といたしまして、1 点目、「伊勢市防災総合システム」。これは平成 23 年度から稼動しましたシステムで、防災行政無線での放送内容と、火災情報を登録された電子メール、ファックスへ伝達いたします。

取得方法は電子メール、ファックス、電話での自動応答サービス、エリアメールの方法がございます。5 月末日の登録者数は、電子メールのほうが 2,839 人、ファックスは 69 人でございます。

続きまして 2 点目、「土砂災害情報相互通報システム」。これは平成 21 年度に整備いたしましたシステムで、土砂災害警戒情報発令後の地域別に危険度を示す補足情報が発令された際に、登録された電子メール、ファックスへ伝達を行います。5 月末日の登録者数は、電子メールが 621 人、ファックスは 98 人でございます。

続きまして、「アイティービー行政チャンネル」。防災行政無線の放送内容や、被害の状況等をアイティービーの行政チャンネルのテレビ画面に文字で流しております。

続きまして、「伊勢市ホームページ」。災害時に、ホームページに避難所開設情報等を掲載しております。

続きまして、「職員参集メール」。災害時に職員が迅速に参集できますよう、職員の参集メールシステムを導入しております。このシステムは、全国瞬時警報システム、いわゆる「J-ALERT」でございますけど、これと連動しておるため、緊急地震速報や津波警報等が発令された際に、第 1 配備、第 2 配備等を自動で仕分けて、参集対象者にメール配信をする事ができます。

「2 防災知識の啓発」につきまして、災害全般に対する防災意識高揚を目的としまして、学校や老人会等幅広い方を対象として防災講習会を行っております。昨年度の実績は、71回開催いたしまして、参加人数は6,402名に受講をしていただきました。

また毎月、広報に「シリーズ防災」を掲載し、防災に関する啓発をしてまいっております。毎年9月、12月号では防災特集を掲載しております。

また、今年6月号の広報では「保存版 伊勢市防災ガイド」を折込みし、津波による浸水区域と災害情報の取得方法を記載し、啓発を実施いたしました。

「3 自主防災隊の活動助成」。現在市内の自主防災隊は120組織結成されており、その活動を助成するため、訓練実施や資機材等の購入に係る補助をしております。

22年度の実績といたしまして、防災訓練助成金は63隊、防災補助金、これは資機材等の購入でございますけど19隊、それと22自治会へ活動助成をいたしました。

続いて2ページを御覧ください。

「4 自主防災隊リーダー育成事業」。地域防災の中心的役割を担う自主防災隊のリーダーを対象に、研修会を行っております。昨年度は御覧のような内容で研修を進めました。

「5 防災行政無線の整備」。4月28日の当委員会で説明いたしましたので、説明は省略いたしますが、22年度から25年度で整備を進めて行きたいと考えております。

続いて「6 備蓄物資の整備」。災害時の備蓄目標は、東南海地震の数時間から数十時間後に南海地震が発生した場合の被害想定が避難者数が最も多く、8,011人と現在、想定をされているため、この避難者が3日間、生活できる物資を備蓄目標とし、現在は御覧のとおり整備をしてございます。

「7 災害用民間井戸」。災害時における生活用水の確保と市民の防災意識の向上を図るため、防災用井戸の登録をしてございます。現在の登録数は138箇所です。

「8 防災協定」。災害発生時に迅速な応急対策を行うため、民間事業所等と災害時の応援協定を締結しております。現在、31協定結んでおります。

行政関係は西条市、飯田市などでございます。事業所関係はコメリ、三重県レッカ一事業協同組合などでございます。

また、今年度中に5団体と協定を締結する予定でございます。

続いて3ページを御覧ください。

9番、10番、11番では、防災訓練につきまして記載をいたしております。御覧のとおりでございます。

続いて、風水害、震災共通の今後の取り組む目標でございます。

「1 避難所の見直し」。24年度中ということでございます。

風水害、震災とともに市町村合併以前の避難所を、基本的にはそのまま指定しております。避難所の箇所数が多いため、全ての避難所に職員を張り付け運営していく事は、現実的に難しい状況となっております。

また、河川の氾濫や津波の浸水想定区域内にも、多くの避難所が指定されております。

また、津波の浸水想定区域が変更される可能性により、見直しを行う必要が出てまいります。

「2 避難勧告等の判断基準の設定」。目標は23年度末です。

近年、ゲリラ豪雨や東日本大震災等、住民の生命、財産に影響する天災が全国で多発しております。行政は天災を未然に防ぐ事はできませんが、災害の状況を的確に判断し、住民に避難を呼びかける重要な役目を担っております。

このため、様々な気象情報等を誰にでもわかる数値で避難判断等の目安を定め、的確な時期に迅速な避難判断ができるよう、マニュアル整備を行なっていきたいと考えております。

続きまして風水害のみの現状でございます。

「1 伊勢市の災害対応体制」を説明いたします。

警報の発令基準が昨年、22年の5月27日から市町単位となりました。大雨警報の発令が今までより遅い段階で発令される事となっております。

従来は警報発令に伴い災害対応を開始しておりましたが、警報基準変更以降は「河川水位」、「降雨状況」に従来の警報基準以下の基準を設け、災害対策本部設置以前から都市整備部に水防本部を設置し、災害対応を開始しております。

また、記載にはございませんが、気象台から情報提供をメールで受け、警報発令以前に、危機管理課におきましても配備を行なっております。

「2 ハザードマップの作成、公表」。伊勢市では現在4河川、宮川、五十鈴川、外城田川、大堀川が「水防警報河川」に指定されており、河川毎にハザードマップが作成され、ホームページで公表をいたしております。

4ページを御覧ください。

宮川の工事でございます。「宮川床上浸水対策特別緊急事業」。平成16年9月28日の夜から、台風21号と秋雨前線が重なったことで豪雨となり、宮川の水位上昇により溢れた水で、右岸に位置する中島から佐八地区において160戸の浸水被害が発生しております。

国土交通省直轄管理区域であるこの区間には堤防がありませんでした。このような大きな被害となってしまいました。今後再び同じような浸水被害が起きないよう、早急に堤防築造整備を行っております。

工事概要は、平成18年度から平成23年度の予定でございます。事業費は約114億円、堤防延長3,340m、樋門・樋管9基、河道掘削でございます。

次に震災のみの現況でございます。

「1 伊勢市の災害対応体制」の説明でございます。

市の区域内で震度4以上、または津波注意報が発令されましたら、その段階から職員が参集し、災害対応を行うよう定めております。

「2 一般木造住宅耐震診断事業及び耐震補強事業補助」。倒壊の危険性の高い木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震診断を実施し、耐震補強設計策定や耐震補強工事に要する費用の一部を助成しております。実績は御覧のとおりでございます。

また、緊急雇用創出事業を活用し、耐震診断の受診促進を行っております。

続いて「3 災害時要援護者宅家具固定事業」でございます。

過去に発生した大規模な地震では、住宅内の家具の転倒により多くの死傷者が発生し

ております。その中でも高齢者、障がい者などの災害時要援護者が被災されるケースが多数見受けられるため、要援護者を対象にし、1世帯につき1回、3台までの家具に金具の取り付けを無料で行っております。内容は御覧のとおりでございます。

「4 モデル地区育成事業 防災マップの作成」でございます。

地域住民が「わがまち」を認識し、災害に強いまちづくりを行うことを目的としまして、地域住民主体のタウンウォッキングを行っております。避難経路等の意識共有を行うと共に、それらの情報を記載しました防災マップを作成しております。昨年度は磯町で実施いたしました。

続いて5ページを御覧ください。

震災のみの目標でございます。

「1 津波の注意報、警報発令に基づく市の災害対応」ということで、23年の8月末を目標としております。

伊勢市では東海、東南海、南海地震の発生で津波による被害が危惧されており、また遠地での地震でも津波による被害は考えられます。このため注意報、警報が発令された際の行動を洗い出しマニュアル化して、誰が出勤してきても同じ対応を素早く行えるよう対策を進めて行きたいと考えております。

最後に「2 津波による浸水想定区域の広報」でございます。目標を23年度末としております。

今年度に三重県が津波による被害想定を見直す予定でございます。その結果が公表された際には、伊勢市の浸水想定区域を広報をいたしたいと思っております。ハザードマップは、避難所の見直しが完了次第、浸水の想定区域図を作りますので、避難所等、また避難経路等を図示いたしまして、公表をしてまいりたいと考えております。

以上が伊勢市地域防災計画の予防計画のうち、主な項目の現状と最近の取組状況、また課題の一部を御説明いたしました。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎佐之井久紀委員長

はい、御苦労さんです。

ただ今、実は風水害で25節あるのです、1から。それから震災で18節、1からあるので、43項目が入っているのですが、直接全部大事なことなのですが、今、参事のほうから、防災計画の見直しも必至だということの中で、風水害と震災の予防計画の共通する部分、それとそれぞれ風水害予防、或いは震災予防という単独での現状と一部目標も御説明をしていただきました。

何はともあれ、我々の委員の情報共有ということが必要でございますので、十分その現状分析をずっとした中で、問題点を洗いしていくというのが、これの主旨だと思いますので、今、当局から御説明をいただきました現状報告に対して、ここは聞いておきたい、ここはどうだということの御質問等がございましたら、まずそれを出していただきたい、そういうふうに考えてます。御発言はありませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

2ページ目の備蓄物資の整備というところでお伺いをさせていただきます。

この表の2段目、飲料水。備蓄目標が7万2,300リットルに対しまして、5月末日現在の備蓄数2万3,400リットル。これ、いつまでに目標を達成されますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

平成27年度を目標といたしております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

そうしますと、他の大体食料とか毛布、オムツなど、大体まあ、少し足りない部分もあるうかとは思いますが、他のものは大体5月末現在の備蓄数で賄っていけると。基準をクリアしている、目標をクリアしているということでございますが、飲料水に対しましては、一番これ大事な部分だと思うのですけれども、この一番大事なものがまだ3分の1、それを全て備蓄するのに27年までかかりますか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

御指摘はごもっともと認識しております。

この、2点ございまして、1点は流通備蓄を利用するというふうにまず対応をしております。それとこのペットボトルの備蓄につきましては、27年とさせていただいたその理由でございますけれど、毎年毎年、計画的に実施することにより、入れ替えの段階で均等に入れ替えができると、そういうところを計画を作りまして、27年と目標を想定、計画をして取り組んでいるところでございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。1点の流通備蓄というふうな部分を利用させてもらうというのは分かりましたので、結局この今現在の伊勢市の地域防災計画なんかでも見せてもらいますと、

防災協定を結んでいる業者さんとかそんなのありますよね。

それで、そういったところでそういった震災が起きた時点で、これだけのものを確保してくれというふうな形の部分まで結んでみえるということですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

どこまで、どこのお店が、どこの大型小売店がどれだけのものをというふうな具体的な数字はございませんけれど、この事業者との話の中では、今のお店が確保している在庫、それと全国的に取引きするところの在庫、ここを優先的に伊勢市のほうへ回していくだけになると、そういうふうな内容の協定でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

これ、本当に食料、飲料水、もうここへ挙げていただいているのは本当にもう大事な部分の根幹だと思いますので、なるべく早くそ作った部分できっちりと確保できて、安心ができるような状態に持っていっていただきたいなということを、お願いをいたします。

それと次に3ページなのですが、情報伝達訓練の実施ということで、これ最近されましたか。実施と書いてありますけど、されましたでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

昨年度、実施をさせていただきました。まだ今年度のほうは実施をいたしておりません。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

その内容を少し、できたらお聞かせ願えますでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●中村龍平総務部参事

内容でございますけれど、全職員を対象といたしております。それではまず、災害対策本部の本部長がその伝達文というものを、私どものほうから、危機管理課のほうから伝達をまずさせていただいて、それでその受けた本部員さんが各、連絡網というのを作ってございます。その連絡網に従って情報を伝達し、どれだけの時間がかかった、何人の職員に伝達ができた、そういうところの検証をしたものでございます。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

僕の聞きたかったのはその伝達方法なのです。どういう伝達方法で伝達をされましたでしょうか。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●中村龍平総務部参事

基本的な伝達方法は、電話でございます。

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

震災によって電話が不通になりました。混雑しております。そういう場合はどうされるのですか。

◎佐之井久紀委員長
参事。

●中村龍平総務部参事

伝達ができなかったとしても、災害が、例えば地震が起きて、震度5以上の地震が起きた場合、直ちに参集をしてくる職員というのはもう、あらかじめ決めておりますので、仮に電話で連絡ができなくても、その情報を受けたら直ちに職員が参集するということを、地域防災計画で定めております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。収集場所というのは皆それぞれ、別々でしょうか。それとも全部本庁舎といいますと、地域全体、市内全体で災害が起こっているわけですね。その時に決められた場所へ行くようになっているのか、またはいったんこちらへ集まって、情報 자체を収集しながら、もういっぺんそちらへ戻るというふうな体制なのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参考。

●中村龍平総務部参事

今、職場、現在の職場に収集するということに定めております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

現在の職場というと、庁舎へ皆いっぺん出てくるということですか。

◎佐之井久紀委員長

参考。

●中村龍平総務部参事

例えば、総合支所に勤務しているんだったら総合支所へ行く。それと給食センターというのですか、そういうところの人はそちらへ行くと、そういうふうに定められております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

この情報を収集するというのが、ますすごく時間が僕はかかると思うんです、逆に。どこがどんな被害を受けて、どの地域がどういうふうになっているという、その情報をどれだけ早く伝達されて、必要な機関へ向けて救助のものを、連絡を入れるというふうな部分が大切な部分、一番大切な部分だと思います。

まず地震が起りますと、自助というふうな形で、自分はとにかく助かってもらわないといけない。被災した人はね。

その中で今度は共助、その周りの人達で助け合いをするというふうな部分だと思います。その部分へどれだけ早いこと、公助というふうな部分が入っていけるかという、その時間の勝負だと思いますので、この伝達方法、いろんなあらゆる形のですね、これが使えなかった場合、あれが使えなかった場合、今は普通の状態ですので電話で何分かかった、何ができたと言えますけれども、原発なんかでも同じなのですが、こうなった時には、それなら次の電気が作動します、補助電源を入れますと言いますけれど、補助電源から何もかも全部飛んでいった時はどうするのだというふうな形も想定しながら、もう一步踏み込んだような形で、情報伝達の方法を考えていただくとともに、訓練をしていただきたいなというふうに思います。以上です。

◎佐之井久紀委員長

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

休憩 午前 11時 03分

再開 午前 11時 13分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

当局の現状分析というのはかなり市民感覚と言いますか、市民目線で出していただいているので、大変良かったかなというふうに思います。

特に聞きたい、これは聞いておきたいということがありましたら、御発言をお願いします。野口委員。

○野口佳子委員

先ほど浜口委員も質問されましたのですけれども、この2ページの6番目のところなのですけれども、この8,011人と想定されるという、この8,011人はどういうことでこの人数が出ているのですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

この8,011人の想定でございますけれど、これは県のほうで想定をいたしております。それで何が基本、どんな考え方でこの数字が上がってきてているということなのですけれど、一番、最も被害が多い時間帯というのが、過去の経緯で想定がされております。確かに、朝方の時間、5時というような前後の時間だったということです。

その時間に、ここに東南海地震が発生したと。その数時間から数十時間後に今度、南海地震がまた運動したと、そういうところが一番、津波等も発生をいたしますので、そういうところで時間帯とその地震の起こるタイミングを、被害が一番多いということ

ろから割り出したものでございます。

それと、1つ言える話として、市町によって異なる要素が1つあります。それは住宅の耐震化がまだされてない率というのは、市町によっても違いますし、揺れというのが市町によっても違います。

そういうものを加味して数値を積み上げたものでございます。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

それからですけれども、この避難所が3日間生活できる物資の備蓄目標なのですけれども、私の知っているところの施設の人は、1週間を備蓄目標にしてというので、高台の所にそういう小屋を建てて入れているというのを聞きましたのですけれども、まずこの間のような大震災があった時に、3日間やそこらのでは、これはもう本当にいくら皆さんに助けていただくと言っても、自分のことから先にしないことには、人のところまで回らないというところもあると思うので、この3日間でよろしいのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

これまでの地震の教訓によって、この3日間という数字が作られております。それで今、野口委員さんがおっしゃられたとおりでございます。

今回の広域的な震災、大震災となると、3日間では足らないというようなことがこの教訓として残っております。そういうことによって次回、どんな、我々県のほうが被害想定を出してくるかというところを今、アンテナを建ててそれを探ろうとしております。

おそらくこの3日間が足りるか足りないかというふうなところは、なるべく早くその3日間でいいのか、1週間でいいのかというところは、しっかり情報を掴んでいきたいなと思っております。

それとこの8,011人が、先ほどの話に戻りますけれど、それでいいのかということをございます。これは津波の被害想定、浸水の区域とかそういうところによって大きく、この数字というのは変わってまいりますので、その日数ということと対象人数というところは、この県の想定する数字に合わせていきたいなと思っております。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

先ほどのそのお水なんですかけれども、水のもつのは3年間とか5年間とか10年間とか

もつお水があるというのも聞いておりまして、私たちも3年間はそのまま保存できるので、20リットルの容器に入れて持っているのです。

で、3年経ったら入れ替えていくというのでしてるのですけれども、この27年度を目標と言われるんですけれども、今、いつ来るか分からぬ震災に、こんなにゆっくりしていてよろしいのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

先ほどの浜口委員さんと同じ質問でございますけど、ゆっくりしているといふことがいいのかというと、良くありません。

ただ、計画的に備蓄をして、それで地震が来なかつた時にも計画的にそれを処分できるというようなところも加味しております。

それと、先ほどの流通備蓄、私、先ほど答えは言いませんでしたけれど、水道、上下水道部のほうで持っている給水計画、このあたりもその給水の大きな要素でございますので、なるべく早く備蓄をパーセンテージを上げるのは、重々承知でございますけれど、計画どおりに今のところいきたいなど。

ただし、この計画の想定が変わつたら、当然その想定に変えるべきですので、それを早く作りたいなと思っております。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか、はい、野口委員。

○野口佳子委員

備蓄倉庫のことできちんとお聞きしたいのですけれども、まず備蓄倉庫なんか、二見やときは低いと思うのですけれども、まず倉庫にしていただくところはちょっと高台とか、そういうところを予定してこれに書いてあるのですか。どうでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

御指摘のとおりでございます。

二見、小俣、御園につきましては、二見のところは高台に設けてございます。それと小俣についても標高はこの伊勢市内では高いところにあると。御園についても嵩上げをしてその倉庫を造ってございます。

それと、御指摘のお話は旧伊勢市内の、小中学校にその倉庫を設けております。それはグラウンド、敷地の高さと同じ高さに倉庫を造っておりますので、もう御承知のよう

に海岸、沿岸沿いのほうについては低いところにあります。

それと倉田山のほうとか、そういうところのほうは高いところにあります。その低いところのものについて、今、危機管理課では、こここの倉庫では、この場所では危ないなというふうには認識しています。

◎佐之井久紀委員長

野口 委員。

○野口佳子委員

その認識していただいて、直していただく、そこを高く嵩上げしていただくことは可能なのですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

全小中学校に確認をしたわけではありませんけれど、私どもの予定としては、予定ってすみません、希望としては、校舎の高い階数のところ、もしくは屋上へこういうものを上げられたらなというふうには考えてますが、なかなか校舎も空いている部屋がないというふうに見受けられますので、それも難しいのかなと。

そういった場合、なるべく高いところに上げたいなとは思っているんですけど、お金の問題も絡んでまいりますので、できたら一番屋上に上げるのがいいのかなとは、我々としては思っております。

◎佐之井久紀委員長

野口 委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。なるだけそういうようにしていただきませんと、せっかく備蓄していただいても津波が何か来て、もう流されたりそれが使えなかったら何にもならないと思いますので、是非そのところは考えていただきたいと思います。

それから、災害用の民間井戸なのですけれども、この井戸が138箇所というのが書いていただいているのですけれど、これはどのへんのところでというのか、井戸を持っていて、防災に使えるというので登録していただけませんかというような、そういうことはあったのですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

現在の登録数 138 ということでございます。

それで、これはですね、隨時、井戸の登録を受け付けております。

それとこの井戸も、やはり使わないとその水というものは井戸であったとしても使えなくなっていくということも含めまして、3年に1回ですけれど水質検査をしていて、その水質検査によって使えなくなってしまったり、蓋をされてしまったりするというような状況もありまして、新たに更新をかけながら、なるべく増やしていくようには考えております。

◎ 佐之井久紀委員長

よろしいですか。ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 24 分

再開 午前 11 時 26 分

◎ 佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続けます。御発言はありませんか。

中村 委員。

○ 中村豊治委員

避難所の見直しのところで、若干ちょっと質問させていただきたいと思います。

特に東海地震、東南海地震、過去の歴史をこう振り返ってみても、例えば 1498 年の明応の大地震、15 メートル以上の津波が来て、この地域一帯が完全に壊滅状態になったというような古文書も出てきたというぐあいに聞いておるわけであります。

今回この避難所の見直しを掲げておるのですけれども、実際に伊勢市で 74 箇所程度、避難所が一応指定されておられるわけです。

だからこの見直しをどういうような形でまずやられるのか、この見直しのちょっと中身を教えていただきたいと思います。

◎ 佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

まず避難所という位置づけ、これをどういうふうな条件と言いますか、こういう場所であるべきというところの計画を私ども今、内部資料ですけれど、作っております。

例えば浸水区域、まず基本的には外であろうと。ただ、それとか道路の関係、それとか耐震の関係、構造の関係、そういうものとあと収容人数の関係、そういうものでまず

基準を作るべきだと思っております。

一方、浸水区域内であったとしても、これは避難所を全てなくすということではできないというふうに考えております。逃げ遅れる方もございますし、逃げられない方もございます。そういうところにはその建物、堅牢な建物を用いまして、堅牢で高い建物をもちまして、避難所を指定をし続けるべきかなというふうに考えております。

例えば、小中学校でございます。それとか民間の避難、民間の施設を避難所として使わせていただくという考え方も持っております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

今、見直しの中身を若干整理していただいて、まず収容人員の見直しですね。これ今言わされたように、現在のこの70箇所の避難所で本当に収容人数がどの程度できるのだということについては、明確に今されてないわけですね。だからまずそれは是非やっていただきたいというぐあいに思います。

それから堅牢な建物ということで言われているのですけれども、冒頭申し上げたように15メートル以上の津波が来たら、今の堤防は当然、全部乗り越えて、やっぱり大変な状況が想定されるわけです。

従ってその堅牢な建物という意味は、私はやっぱり例えばこれ以外に海岸線については、防災タワーというものが必要になってくるのではないかというぐあいに思っておるわけです。

例えば錦の防災タワーにしても、5階建ての防災タワー、約500人が収容できる、そこへ備蓄物資も含めて大変な施設ができているのですけれども、ああいうものをやっぱり海岸線の拠点拠点に、これからはこの避難所の見直しの中へも、私は検討する、入れていくことがまず1つの課題ではないかと思うのですけれども、この点どういうぐあいに考えておられますか。

◎佐之井久紀委員長

参考。

●中村龍平総務部参考

御指摘のところ、私どもと全く同じ気持ちでございます。

それでまず、避難所という、浸水区域の沿岸部の避難所をまず、どれだけ使えるだろうかというところを、先ほど中村委員さんおっしゃられました避難所のキャパシティ、これをまず、こっから積み上げて計算していくかなければならないと思っております。

そのうえで、不足することになるのならば、また既設の民間避難所等も含めて今の新しい避難所の建設については、これは今どれほどの津波による被害が出る、また避難者が発生するというところが今少し、時間がかかるかと思いますので、そのあたり

を見極めた上で検討を進めさせていただきたいなとは考えております。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

私は、全ての人が避難できるような施設を造れということについては、これは非常に難しい話ですよね。できない相談でもあるというように思います。

例えばそういう意味では、今言われたように民間の鉄筋の家を避難所というような形で、指定もしていく必要があるのではないかというぐあいに思っておりますので、それはもう是非、進めていただきたいというぐあいに思っているわけです。

で、本当に防災タワーの関係については、ちょっと今、お話をながったのですけれども、これからどういうような形でこの中に入れていくのか、この点をもう1回、考え方があればお願ひしたいと思うのですけれども。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

防災タワーにつきましては、私ども今、近くでは錦地区です。あそこに防災タワーを今、御紹介があったということはお話を受けさせていただきましたが、近々ですね、このタワーの視察もさせていただいて、そのタワーの機能、それとそれが伊勢にどのように設置をすればどんな効果があるのかというところも、検証はさせていただきたいなと思っています。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

あと1点。

冒頭申し上げましたように、東海地震、東南海地震、南海地震を含めて、この地域、そのいろんな歴史があるわけですね。だからそういう意味では私ども、その一番私経験があるのは1944年の、昭和19年ですね、東南海地震。これでやっぱりこの地域は大変な状況になっているということを聞いています。

ですからそういう歴史をもう1回、我々は学ぶ必要があるのではないかというぐあいに思います。

ちょっと委員長にお願いしたいのですけれども、こういう歴史を、この地域のそういう災害の歴史を、今一度、勉強する機会を作ってきていただいて、是非情報の共有化というものを図っていったらどうだろうと思うのですけれども、特にこの県の奥野さんという

方が、そういう意味では熱心に取り組んでおられるというので、新聞にも出ておりますので、この点も含めて御検討いただければと思うのですけれども、いかがですか。

◎佐之井久紀委員長

勉強会の御提言が今、中村委員のほうからございました。

これ、ちょっと休憩します。暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 36 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど中村委員のほうから御提案がございました、この県の職員で奥野さんという方でございますが、非常に研究をされている方でございまして、先般の新聞にも載っております。

南海、東南海地震の運動ということでやっていますので、この総務政策委員会としても、向こうの御了解が得られて、来ていただくということが実現できるのなら、来ていただいて教えていただくことをしたいと、こういうふうに、そういう会議を持ちたいと思いますので、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村豊治委員

ありがとうございます。

◎佐之井久紀委員長

はい、じゃあそのように決定いたします。後の手続きにつきましては、また当局と相談しまして、進めていきたいというふうに思います。

他に御発言はありませんか。

工村委員。

○工村一三委員

私も避難場所の基準設定についてお聞きしたいと思っておりましたけれど、今、中村委員のほうからお尋ねしていただきましたので、またいろいろ勉強しながらやっていきたいと思います。

それから避難勧告についてちょっとお聞きしたいんですけど、避難勧告の場合は強制ということではございませんので、前回の地震の時に避難勧告で私ども、たくさんの方が避難されましたけれど、途中で薬を取りに行かないといけないとか、お父さんが帰ってくるので夕飯の用意をしに行かなければいけないとか、そういうことで非常に帰ら

れたということがありました。

そのへんのマニュアル的な、或いはどういうふうに指導していくかということに対し
て、もう少し検討を加えて、本当に守っていくという意識の中で、考えていいってもら
いたいと思うのですけれど、そのへんについては、1点ですけれどよろしいでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

先回の3月11日の津波は、15施設で259名だったのです。

それで対象人口の1パーセント、1.1パーセントという非常に少ない数字でございま
した。

それで今、工村委員さんおっしゃられましたように、来ていただいた人も折りに時間
が経過すると、帰られてしまうということなのです。

それで私ども、いろいろ避難所の方に聞いてみると、どういうタイミングで家に戻
られていくのだろうなというようなところなのです。

非常に避難勧告の時間が長くございます。長いと皆さん方、テレビ等を見られており
まして、そのテレビによって、例えば鳥羽でしたら1メートル80だと。その数字を見
られます。それで何も被害が特に起こっていないというような状況を確認されると、
お1人の方が、もうこんなの帰ろうやというような話がお1人でも出ますと、皆さん方、
それに数人つられて帰られてしまうと。そういうところが見受けられました。皆さん、
どこの避難所でもそういう傾向があったように思いました。

それで、先ほど工村委員さんおっしゃられましたように、避難勧告ですので、法的な
手段、法的に、法的なもので避難所へ避難をこう留めておくというようなことはできま
せんので、それ以上のことは避難所の担当者も慰留はできなかったのですけれど、その
あたりもどのように慰留をするかというところの検討というのですか、慰留をしていた
だくための工夫も考えさせていただきたいなと思います。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

実際、2波、3波ぐらいになつたらもう、だいぶと少なくなったと。これはやっぱり
時間が長くなってくるということなのですけれど、基本的にこの地震、もし東南海、匹
敵するマグニチュード9という地震が起こった場合、余震、大きな余震がどれぐら
いの周期で来るかということは掴んでおられますか。まだ掴んでおりませんか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

結論から申し上げますと、余震の周期というのはまだ国のはうからも県のはうからも発表はされておりません。

ただ、大規模な地震には大規模な、また長期間の余震があるというのは、これはこれまでの経験で分かっておりますので、今、想定しております東海、東南海、南海地震、3連動すればですね、今、東北のはうの地震が起こって、余震がずっとまだ続いてますけれど、それクラス、もしくはそれ以上の余震が続くと、発生すると、そういうふうには想定はされております。

◎ 佐之井久紀委員長

工村 委員。

○ 工村一三委員

是非、県のはうでもそのへんも調査していただけるように、或いは勉強課題として出していただけるように依頼をお願いしたいと思います。

それで最後になります。この地震が起きました、津波が来る間に、先ほど浜口委員のお話にありましたように、停電になります。それでどうしてもこの間の東北でもそうだったのですけれど、自家発電が非常にもうこれしかないと思うんです。

それで、病院とか介護施設、それから消防を含めた形のこの庁内の自家発電の設備が現在、設置されるとるような内容とか、これから設置していくかないといけないというふうな、これ命に関わる問題でもありますので、そのへんの計画というのを考えているのですか。

◎ 佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

特にですね、災害時の要援護者の方が避難をするようなところは、その自家発電の設置の優先順位は高くなるべきだらうなというふうな考えをしております。

それでこれも、津波が来て今設置している自家発、これが水を被ってしまっては稼働ができませんので、そういう浸水予想を見た上で、計画は立ててかないといけないとは思うのですが、何分これも非常に経費の、イニシャルコストもかかるのですけれど、ランニングコストも結構かかりますので、そのあたりは優先順位を決めて設置を進めていくというふうにすべきなのかなと、そういうふうには考えさせてもらっています。

◎ 佐之井久紀委員長

工村 委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

そうしますと、またいつでも結構なのですけれど、現状の設置状況と、それから大体自家発電というと地下にあるのが普通なんですね。

ですからそのへんの状況も一度、調べましてこれからこの病院とか介護施設とか、或いは消防とか、或いはこの本庁とか、そういうところの最低必要限な電源は必要と思いまして、例えば無線を使うにしても要りますし、連絡、情報の関係でもどうしても要ると思いますので、そのへんちょっとある程度、これから掘んでいただいて、最低どれぐらいが要るんかという検討はしていただきたいと思いますけど、その点はどうでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

まず現状の自家発の設置状況、これについてのリストを提出させていただきたいと思います。

それと今おっしゃられましたようなものは本来、自家発というのは災害が起きなくても停電という可能性もございます。それとその施設を、例えば病院、それから先ほど私も申し上げました要援護者の施設、こういうところは本来、災害がなくてもその停電がある可能性がありますので、本来そこの施設の維持をする、維持をしていくという意味では、自家発は必要なのかなとは、そもそも論としては思っております。

ただ、何らかの理由を付けて、また国等の財源も用いて設置することのほうが望ましい話ですので、そのあたりは財源も含めて検討させていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

他に。黒木委員。

○黒木騎代春委員

備蓄物資の整備について、様々な角度から聞いていただきましたけれど、例えば小学校が避難所になっている場合は校庭に倉庫があるというのは、それは近いのでいいのですけれど、今度の東日本で見てますと、備蓄物資がある場所と避難所の距離があって、間に瓦礫があって道が寸断されて、そこにあるのに運べなかつたというような話を聞いてますので、そのへんの関係で伊勢市全体の備蓄物資のある所と、避難所の関係というのはどんなふうな接配ですか。そのへんの考え方についてちょっと教えて欲しいのですが。

◎佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

まず、今の備蓄物資の倉庫というのは、合併市町村のそのままを今、引き継いでおります。

従いまして、その合併する前の市町村の考え方によってまず大きく変わっております。

まず伊勢市のほう、旧伊勢市のはうですね。ここにつきましては、基本が避難所、小中学校の避難所にその防災倉庫を各自、持っているというのが特徴でございます。

それと旧二見、小俣、御園は避難所ではなくて1箇所、2箇所に防災倉庫を拠点として備蓄をしているという、そういう考え方でございました。それが今の現状でございます。

それと、今後じゃあ、どうなのだというようなことなのですが、今、黒木委員さんも御指摘がありましたように、本来はこの拠点の避難所に備蓄倉庫があるべきだというふうには考えております。

◎ 佐之井久紀委員長

黒木委員。

○ 黒木騎代春委員

分かりました。本来そういう考えがあるということで、今後対応も含めて考えられるということだと思いますので、了解します。

もう1つは備蓄の中で飲料水、ペットボトルでというようなことでこれは書いてあってあると思うのですが、例えば緊急貯水槽という考え方もあるというように思うのです。消防にも使えるし、飲料用にも使えるということで、そんなようなものはこの伊勢市ではどんなふうになっているのでしょうか。教えてください。

◎ 佐之井久紀委員長

参事。

● 中村龍平総務部参事

緊急用の貯水槽、例えば地上もしくは地下にタンクを設けるという、そういう式だと思います。

一度、我々もその緊急用の貯水槽というものを、考えは、検討はさせていただきました。ただ、問題点というのもございましたので、その緊急用の貯水槽というのを造るというところには至らなかったということです。

なぜじゃあ、その問題点というのは、どういうところが問題点だということなのですが、やっぱりこう貯水をしてしまう、貯水をしてしまいますので、その水の水質のところに非常にこう問題点が残るのかなと、そういうふうには判断させていただきました。

◎ 佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

これ病院についてちょっと伺いたいのですけれども、岩手なんかへ医療ボランティアに行った人の話をこの間伺う機会があったのですが、建物は大丈夫であっても、水道の設備が壊れて水が使えないということで、病院の機能が果たせないということがありまして、その人らが行ったのは、その時に拠点になったのは自前の地下水を活用する設備があるところは、病院としても機能したというようなことなのですが、伊勢市の場合はそのへんはどんなふうになっているのですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

市の病院に、その井戸といふのはないということです。

○黒木騎代春委員

分かりました。現状そういうことだということで。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今回の大震災で携帯が使えなくなったのは、携帯の基地局が水に浸かってしまったということもあると思うのです。

それで、それに対してかなり復旧に時間がかかったということなのですけれども。それで今、考えたのはその基地局が水に浸からないところへというような、そういう対応も進められていると聞くんですけれど、伊勢市の場合については、まあ市ができる事ではないのですけれども、現状どうなっているのかということと、方向性についてはどんなふうなことになっているのかということについて、教えてください。

◎佐之井久紀委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

私も今回の東北のほうの地方の大震災では、そのようなお話を新聞やマスコミ等でよく耳にします。

伊勢市内のほうで私また再度、NTTさんのほうに申し入れさせていただいて、検討をどうしているか、また今後の取組みをどうするのか、お聞かせをさせていただきたいなと思っております。

◎佐之井久紀委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので、本件につきましては継続して調査を行うことといたします。

【ふるさと未来づくりに関する事項について】

◎佐之井久紀委員長

続きまして、「ふるさと未来づくりに関する事項」を議題とします。

本件につきましては前回、委員会でモデル地区事業の検証を中心に、御報告をいただきましたが、本日はこの案件につきましてどういうふうなテーマで調査するかということも大事でございますが、今後の進め方ですが、今日は1つ大きなこれを進めていくうえで大きな課題となります役割分担。市との役割分担。それからそれに伴います財政的なこと、この2点は非常に大事でございますので、当局からこのへんの報告をまずいただいて、進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

当局、説明をお願いします。

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

すみません、まず今回、資料の配付が遅れましたことを御詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

前回の総務政策委員会で説明をさせていただいた以降、「ふるさと未来づくりにおける財政支援」につきまして、現時点においての市の考え方等をまとめましたので、報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

地区みらい会議によるまちづくり（案）ということで、1ページには「1地区みらい会議の必要性」、「2地区みらい会議とは」、「3新たな地域自治組織である地区みらい会議とその活動内容」を書かせていただいております。

3ページには自治会・隣近所、地区みらい会議、市の役割分担を案として掲載させていただきました。この案をもって地域へ説明にあがり、御意見を頂戴したいと考えております。

また、この表の自治会・隣近所の欄と地区みらい会議の欄の間に相互の矢印がございますが、これは現時点における案でございますので、地域によっては、地区みらい会議と自治会の話し合いの中で、分担の変更もあるという意味でございます。

次に、みらいづくり資金の関係でございます。

平成25年度から新たななしきみの中では、地域への補助金や助成金を整理統合し、新た

な一括交付金制度としたいと考えておりますが、設立を促す段階で減額ありきでは、地域の理解は大変難しいと判断させていただき、合併調整時の「当分の間」と同様に5年間は一括交付金の中で、これまでの算定根拠をそのまま適用し、減額しないことにさせていただこうという案でございます。

さらに、5年目以降の将来的な方向も示す必要があることから、6年目以降の制度見直し期には、人口減少等社会経済情勢の変化等もあることから、見直すこといたしました。

具体的には、資料2-2をご覧下さい。

1団体100万円の基礎割、60万円の家賃補助、180万円の事務所運営経費については、その単価を5年間確保し、統合補助金分については、現状の算出根拠を基に年度ごとに積算し算出額を5年間確保することとします。5年経過後には、人口減少や税収入の増減等の社会経済情勢の変化によって、将来のあり方を地区みらい会議と協議し、資金の見直しを行うこととします。

なお、その時点でもちづくりに積極的な、いわゆる頑張る地区に関しては、特別事業加算の枠を設けることも検討することとしております。

統合補助金については当初、市民交流課提案の事業を含め、5月12日付けで各課に照会をかけさせていただきました。制度導入当初から導入可能としたものが「地区連絡員事業」、「元気なまちづくり協働事業」、「振興助成金」、「交通安全活動推進事業交付金」、「自主防災隊訓練助成金」、「防犯灯整備事業補助金」、「防犯灯助成金」、「廃棄物減量等推進員」の8件となっております。

今後の進め方としましては、今日の総務政策委員会への報告後、地区担当職員への伝達を行い、総連合自治会や既に設立されている厚生・小俣・沼木への協議を進めるとともに、各地域へ説明をさせていただきます。

さらに可能であれば平成24年度の段階で試行的に交付金制度を適用し、検証することも必要かと考えております。以上よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

当局のこれ、肝心なことが出てきましたので、役割とみらい資金というのが出てきましたので、これに対してちょっと分からず、聞きたいということがございましたら、御発言をお願いをしたいと思います。

浜口委員。

○浜口和久委員

聞きたいというふうな部分と、それからちょっとこれ、考えをきっちりと精査したほうがいいなどというふうな部分の中で、1ページ目の地区みらい会議が、というところがありますね。それの2行目、「地域の課題を話し合い、解決できる場として、地区を代表する組織として市がこれを認定します。」となっております。

そうしますと、自治会というのは地区を代表する組織で僕はあると思うのですが、地区を代表する組織が同じ場所で2つできるというふうな状況になるのではないかなど。

そこらへんは少し、言葉というか、何かちょっと考えたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

自治会というのはやはり大事な組織でございまして、この前も説明もさせていただいたのですが、地区みらい会議の中の主要なメンバーさんになっていただいているのは事実でございます。今やっているモデル地区もそうでございます。

ですのでその地区のほうの方々とも相談しながら、今、地区みらい会議の方々が、担保が必要だということで、いろいろこれからることをやっていくのにずっと保証があるのかどうかということもおっしゃってみえますので、そういう形で地元の方と相談させていただくということで、何しろ地元が一番ですので、地元の方の意向を大切にしたいと考えております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

はい、分かりました。そこらへん、少し丁寧に自治会、それから各モデル地域の地区みらい会議の場に入って行っていただくようにお願いをいたします。

ちょっとこれ、初めて財政の部分が出てきたわけでございますけれども、これ、今からが本当にこの部分で大切な部分になろうかなと。このお金の配分の分担が自治会へどれぐらい入って、それから地区みらい会議へどれぐらい入ってというふうな部分の中で、自治会さんと地区みらい会議の皆さんとの話し合いがされる部分だと思いますのでね、これを認めたわけではないですけれども、1つこういう案として、持って来ましたという形で、地区みらい会議、自治会さんのほうへ持って行って、そこで協議してもらったうえで反応がどうだったのかということを聞かせていただいてから、もういっぺんまた、そこから質問させていただきたいと思いますので、今日はこれを読ませてもらって、聞き置くというふうな形の中で精査をさせていただきます。ありがとうございました。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

それでは、発言もないようですので、本件につきましては継続して調査を行うことと

します。

本日御協議願います案件は全て終わりました。これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 12 時 02 分

上記署名する

平成23年 月 日

委員長

委員

委員